

平成29年8月23日
一般社団法人四国バス協会

貸切バス適正化機関による巡回指導を開始します

～安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて～

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

この中では、国が行う監査の補完的役割を担うため「民間指定機関による適正化事業の活用」が出されており、適正化事業として具体的には巡回指導等を行うこととされています。

一般社団法人四国バス協会では、貸切バス業界自身が自律的に安全を確保するための対策として、平成29年5月16日、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定を受けたところです。

この度、道路運送法第43条の3第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者への指導として、貸切バス営業所を訪問し、国の監査に準じた法令遵守状況の確認・改善指導を行うための巡回指導を平成29年8月24日（木）から開始しますのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国一般貸切旅客自動車運送適正化機関

一般社団法人四国バス協会

今西（いまにし）・長尾（ながお）

電話：087-899-2800